

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		若年者雇用促進特別奨励金を活用した年長フリーター等の安定した雇用の促進 (20-065)				
実施主体		公共職業安定所				
事業概要		正社員としての就業経験が少ない、特に就職が困難な年長フリーターについて、トライアル雇用後に、「若年者雇用促進特別奨励金」を支給することにより、常用雇用に移行した事業主の教育研修に係る負担を軽減し、安定した雇いを促進				
年 度		平成 17	18	19	20	21
予算額 (千円)		—	—	138,750	140,082	廃止・新規
目標と評価	目標	—	—	トライアル雇用後に、常用雇用に移行し、引き続き半年以上継続して雇用されていた者の数(若年者雇用促進特別奨励金の対象者) 1,175人以上	トライアル雇用後に、常用雇用に移行し、引き続き半年以上継続して雇用されていた者の数(若年者雇用促進特別奨励金の対象者) 820人以上	—
	実績	—	—	未達成(実績 154人)	達成(実績 1,159人)	—
	業績	—	—	対象となる若年労働者の常用雇用定着数 13% (154人/1,175人)	対象となる若年労働者の常用雇用移行後6か月経過後の定着数 141% (1,159人/820人)	—
	評価結果	—	—	X	Z	—

- (注) 1 本事業は、就職が困難な年長フリーター等の雇用機会を創出するため、平成 20 年度第 1 次補正予算(平成 20 年 12 月 1 日施行)より、対象年齢を 35 歳未満から 40 歳未満に拡大するとともに、有期実習型訓練修了者も追加。さらに、中小企業に対する支給額を 1.5 倍に増額。また、20 年度第 2 次補正予算(平成 21 年 2 月 6 日施行)より、「若年者等正規雇用化特別奨励金」としてハローワーク求人にも年長フリーター等を対象とした求人枠を設定し、直接正規雇用する事業主を支給対象に追加するなどの抜本的見直しを実施している。
- 2 なお、事業名及び事業概要中の「若年者試行雇用奨励金」は、平成 20 年 12 月から対象年齢を 40 歳未満まで拡大したことに伴い、「若年者等試行雇用奨励金」に名称を変更。
- 3 これに伴い、事業概要中の「正社員としての就業経験が少ない、特に就職が困難な年長フリーター」は「正社員としての就業経験が少ない、特に就職が困難な年長フリーター等」と、さらに、平成 20 年 12 月から「有期実習型訓練修了者」が対象者に追加されたことにより、「トライアル雇用後に」は、「トライアル雇用後等」とそれぞれ変更されている。

〈調査結果〉

1 事業の適用基準・要件の明確化(項目 1 (2) ア関係)

若年者雇用促進特別奨励金支給要領(平成 19 年 4 月 23 日付け職開第 0423002 号「雇用保険

法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令の改正について」別添3)において、対象労働者についての要件が定められており、

- ① 開始日現在の満年齢が25歳以上35歳未満の者、
- ② 開始日の前日から起算して3年前の日から開始日までの間において、雇用保険の被保険者でなかった者、
- ③ 安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認める者、

となっている。

今回、調査した5労働局（宮城、東京、大阪、香川及び福岡）における本奨励金の支給実績は下表のとおりであり、上記③の要件については、特段の限定をせずに支給している労働局（東京）がみられる一方で、対象労働者は非常に限定されると解釈し、結果的に、平成19年度及び20年度の2か年度連続で支給実績が極めて低調となっている労働局（香川）がみられた。

なお、厚生労働省は、平成21年2月作成の「若年者等正規雇用化特別奨励金関係業務実施要領」（平成21年2月6日、同省職業安定局）及び同年5月作成の「若年者等正規雇用化特別奨励金に係る疑義解釈集について」（各都道府県労働局職業安定部長あて 平成21年5月1日付け同省職業安定局若年者雇用対策室長補佐事務連絡）により、トライアル雇用終了後に引き続き正規雇用する場合の対象者要件から、上記③の要件を削除した。

また、新たに奨励金の対象者としたもののうち、年長フリーター等を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する場合の直接雇用対象者の1要件として設定する、上記③の要件と同様の「安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認める者」については、「(a) 雇入れ開始日から起算して1年前の日から雇入れ開始日までの間において雇用保険の被保険者でなかった者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）」又は「(b) 職業経験、技能、知識等の状況から奨励金の活用が適当であると安定所長が認める者」（※疑義解釈集では、この内容をさらに具体化）のいずれかに該当するものと明記することで、労働局が限定的に解釈することのないように改善した。

表 支給件数及び支給額の実績

(単位：件、千円)

区 分		平成19年度	20年度
宮城労働局	支給件数	0	47
	支給額	0	8,099
東京労働局	支給件数	16	320
	支給額	1,800	36,100
大阪労働局	支給件数	1	61
	支給額	150	7,200
香川労働局	支給件数	0	1
	支給額	0	100
福岡労働局	支給件数	11	59
	支給額	1,200	9,900

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 申請書類の簡素化（項目1（2）－イ関係）

若年者雇用促進特別奨励金支給要領において、支給申請を行う事業主に対し、労働局は、添付書類として、①対象労働者に係る「試行雇用奨励金支給決定通知書」（写）または②対象労働者に係る「トライアル雇用計画書」（写）（安定所の受理印があるもの）及び③「トライアル雇用結果報告書」を添付させている。

しかし、①については若年者のトライアル雇用を終えた事業主からの「試行雇用奨励金（若年者試行雇用奨励金等）（20-056）」の支給申請に対し、労働局が作成し通知している、②については若年者のトライアル雇用を実施する事業主がトライアル雇用を実施するに当たり、また、③については「試行雇用奨励金（若年者試行雇用奨励金等）（20-056）」の支給申請に当たり、いずれも労働局へ既に提出しているものであることから、いずれも添付は不要と考えられる。

3 評価の実施状況（項目3－ア関係）

厚生労働省が設定する事業目標について、厚生労働省本省は各労働局へ配分を行い、事業を実施しているが、調査した5労働局（宮城、東京、大阪、香川及び福岡）のうち、事業目標を把握していないとする4労働局（東京、大阪、香川及び福岡）がみられる一方で、事業目標の把握を行っている労働局が1か所（宮城）みられ、事業目標の達成状況の把握が労働局によって区々になっている。